

## 第5回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成29年11月7日 9:30～

場所：市役所本庁舎3階 大会議室

### 1. 会長あいさつ

(要旨)

- ・ 地域づくり支援室の事業として、亀山市の室長級以上の職員に対し、まちづくり基本条例及びまちづくり協議会と行政の関係をテーマに研修を開催する予定である。
- ・ まちづくり協議会のような動きは、国で法制化していく動きがある。事業をするには法人格が必要であり、地方自治体が首長権限で決めることができない仕組みとなっている。どのような法人格が適切なのかということを検討しており、結論が出る時期である。国家レベルで、亀山が行っているような動きに対して、後押ししていくような動きがこれから強まっていくと思う。そういう意味では、今日検討する事項は時期にかなっていると言えると思う。亀山に限らず色々な問題が出てきており、何をクリアしなければならない課題なのかを見極める判断基準がまちづくり基本条例推進委員会なのだと思う。
- ・ まちづくり基本条例の推進委員会としては、亀山市の各セクションが推進計画に盛り込んだ事を基本条例の原則に即してチェックをするという役割と共に、今後の2年間にどのようなことを市として検討しなければならないかという次期の推進計画のテーマについて意見をいただきたい。

### 2. まちづくり基本条例推進計画の平成29年度中間状況報告

#### (1) 全体進行の説明

資料説明：事務局

- ・ 平成29年度評価の進め方やタイムスケジュールについて

#### (2) 個別事業の平成29年度中間状況報告について

##### ①地域コミュニティのしくみづくり支援事業（地域づくり支援室）

資料説明：担当室

- ・ 平成29年度上半期の活動と成果、平成29年度下半期の活動等  
(地域予算制度、地域担い手研修等)

会長：ファシリテーションの研修はどうであったか。

委員：1回だけ参加した。アンケートにあるように、賑やかでやりがいがある内容であった。

会長：地域まちづくり計画については、多くの地域において策定いただいているようである。

委員：たくさんのメニューを実施していただいている。徐々に浸透してきていると思う。  
まちづくり協議会運営指針については、現在、作成中ということだが、我々も知っておく必要があるのではないか。

担当室：地域まちづくり協議会運営指針全体を作ればよかったのだが、現在は、地域まちづくり計画の策定編を作った段階であり、全体が出来次第、配布する予定である。

委員：作成中の段階で、この委員会が議論してきた内容がきちんと反映されているかを検討する時間が必要ではないのか。

会長：これは計画策定の部分だけの職員向けマニュアルであるか。

担当室：このマニュアルは、地域の皆さんに向けたものであり、どのように順序立てて計画策定したらよいかという資料である。運営指針全体が出来あがり次第、配布を行いたい。

委員：運営指針が、まちづくり協議会が参加しない中で作成されているところが問題である。まちづくり基本条例に基づいて作られているはずなので、条例と指針との関係は整理されていると思うが、その指針に、「まちづくり協議会がどのような考えで運用していくのか」という考え方が入るのか。もし入れるのであれば、まちづくり協議会の意見を入れてもらわないと、現場では運用できない可能性がある。

会長：計画策定の指針であるとのことである。内容を見てもみないとわからない。

担当室：案が出来たらお示ししたいと思う。

委員：庁内体制を検討中という事であるが、地区コミュニティ研究会は部長級が参加していると思う。この会議でも何度かこの言葉が出てきており、色々なことが地区コミュニティ研究会で決められ、実務化していくということになるのだろうが、地区コミュニティ研究会の中で、どういうところが課題になっているのか、また、どういう議論されているのか。あまり細かいところまでは必要はないと思うが、問題になりそうな部分については、この場で議論した方がよいこともあると思う。

会長：ここでの議論を地区コミュニティ研究会に反映させてもらいたいということだと思う。それについては、推進委員会からの意見という形でこれまでも伝えてもらっていると思う。

具体的に、地区コミュニティ研究会で、地域まちづくり推進のための庁内体制の検討について現段階で何か伝えられることはあるか。

担当室：地区コミュニティ研究会は地区コミュニティの活動等に対してつくられた研究会であるが、現在、この研究会でまちづくり協議会の議論をしている。そのようなことから、地区コミュニティ研究会を発展的に解消して、今後まちづくり協議会と行政とのあり方を議論する場とする体制について検討している。

委員：今から本格的な議論に入る段階ということか。課題の抽出までできているのか。

担当室：まだである。

委員：来年度に機構改革を行うと聞いているが、それを踏まえているのか。

担当室：機構改革でどのような組織になるのか決定していないため、現時点では踏まえていない。

委員：地域担い手研修についてであるが、2回目の研修があり、まちづくり協議会内

で募集をかけたのだが、参加する人がいなかったために、昨年と同じ人が参加することになった。新しい人材を育成しなければならないのに、次の人につながらない。  
会長：50人の募集枠で44名集まっている。多く集まっていると思うが、職員はこのうちどれくらいか。

担当室：1/3位か1/4程度である。

会長：せっかく開催しているのだから、もったいない。50人募集であれば、50人は集まって欲しい。

担当室：参加すると理解してもらえらるが、参加するまではイメージがわからないようである。地域としても、ぜひ参加して欲しいという呼びかけをお願いしたい。

委員：参加しない最大の理由は、行きたくないのではなく、時間がないから、仕事があるからということである。

委員：地域によって差があると感じる。この会議に出席すると、「こんなことをしていたんだ」と発見する事が多い。研修会にしても声をかけているということだが、私の地域ではそういった声かけもないように思う。地域によっては、役員の方たちで動いているようで、様々なことが地域の末端まで情報がきていないようである。他の地域と連携してアドバイスをいただくとよいのではないかと思う。

様々な研修をされているというのはよいことだと思った。他市の知人から、自分の市では、今後、子どもに関する取り組みを予定しているが、それに対しては役所は丸投げで、やることに関してお金は出すが、政府から言われたことを投げ出すだけだという話を聞いた。それに対して亀山市は、一歩ずつではあるが組織も出来てきており、役所の方たちも研修を行い、とてもよいと思った。

会長：それぞれのまちづくり協議会のなかでの広報のやり方の問題というのはあると思う。

担当室：ご指摘の部分については課題であると感じている。まちづくり協議会では、まちづくり協議会連絡会議をほぼ毎月1回開催しており、その中で、行政が実施する事業の説明や各まちづくり協議会の会長の意見交換を行っている。その議論が会長で留まっているのが大半で、連絡会議での議論や情報が各まちづくり協議会の会議に連絡されていないのが課題だと思う。

各まちづくり協議会においての、毎月1度の定例会の仕組みは出来ているが、その会議の場に、会長がまちづくり協議会連絡会議で得た情報の落とし込みが完全に出来ていないように思う。

事務局：まちづくり協議会の役員までは定例会の内容が共有されているが、一般の方まではあまり届いていないということかと思う。

委員：回覧板は見ている方なのだが、情報がなかなか得られない。

会長：それが回覧板に載っている情報ではないということであると思う。

委員：担い手研修は、基本は運営委員会の中から選出している。一般の方からという選出にかなり時間が必要になり、半年前から計画しないといけなくなる。そういう意味では運営委員会までしか情報がいかないのが現状である。

会長：一方で、半強制的にでも参加したことによって地域活動を試みようと思う人

も出てくるのも確かである。

委員：運営委員会のなかでも、前を見て考えが進んでいる人と、そうでない人がおり、我々が長年見てきた中でやってくれそうな人しか選ばない。

委員：私の地域の例を挙げると、研修には2名出てもらっているが、選出は1本釣りである。この人は将来、地区のために動いていただきたいという人に対してスキルアップしてもらうために、体系的な勉強を継続的にしてもらっている。1本釣り指名した人に対して、運営委員会で了解をもらっているという状況である。むしろその方がよいと思っている。

会長：今回の研修は50人と人数も限られており、1本釣り、「この人は」と思う人に参加してもらうこともあり得るのかもしれない。地域の事情で当事者意識を向上させる、担い手を発掘する意味の研修であれば、もう少し幅広に参加できる仕組みが必要になるのかもしれない。

委員：研修を受けた人がもう一度地域に戻ってきて、自分が主体となって何か行動してもらえれば一番よいと思う。

会長：それを目指しての研修ではある。来年もそういった研修はやっていただくことになるのか。

事務局：行う。

委員：幹部研修は、まちづくり協議会の幹部も参加できるのか。

事務局：行政職員のみを対象としたものである。

会長：地域まちづくり交付金については、今年度についてはこれでやってみたということで、モニタリングという話はまだこれからになるということである。

## ②市民参画協働事業（共生社会推進室）

## ③市民活動応援事業（共生社会推進室）

資料説明：担当室

- ・平成29年度上半期の活動と成果、平成29年度下半期の活動等  
（協働事業提案制度あり方検討委員会での検討、委員会等の共有化等）  
（市民活動応援制度等）

会長：協働事業提案制度については一度振り返り見直しをした上で2つの会議を一緒にして募集をかけたが、それでも件数が増えることではなかったということである。参加してみてどうであったか。

委員：台風の影響もあり、来場者は少なく盛り上がりには欠けていたと感じた。ただ、ダンスについての提案を行ったグループが審議員の前でダンスを実演してプレゼンをしていたのがとてもインパクトがあった。

チラシを作っていたのはとてもよいことだと思う。ただ、まちづくり協議会に届いたのが非常に遅かったと思う。なかなか難しいことではあると思うが、早く届けば協力できる面はあったと思う。

会長：「知らせる」ということと「届かない」ということが今日の会議のキーワードとな

っている。

委員：11月5日に地区で文化祭兼敬老会があり、その際に応援券が配られた。70才以上の方が120名以上参加しており、あまり浸透していないかなと思っていたが、意外と応援券のことを知っている人が多かった。ただ、個人でも利用できるということは知らなかった。応援券を貰ったら協働センター「みらい」のポストに入れることや活動している団体の人に渡すという話はしていた。個人的にも使える事を伝えたがあまりピンときていないようであった。敬老会に来る人は、様々な地区の行事に参加している人が多いので、認知度が高いのかもしれない。

会長：ずいぶん浸透はしてきているのだろうと思う。ただ、一つの性格として地域通貨ということであるので、色々な価値に応じて地域でぐるぐると回らないといけませんが、そこがなかなか動かない。

委員：私の地域のまちづくり協議会で文化祭をした時に応援券を配ったが、市民団体に所属する人が応援券の回収についてお願いする場面もあり、理想としているようにはなかなかいかず、難しいと感じた。

会長：今回の報告の中で、子どもの自由研究のお手伝いなど個人に対してのサービスも応援券の対象になっているということもあった。少しずつであるが、個人利用の用途も入り始めており、これは非常に大きいことであると思っている。

委員：大きなまちづくり協議会と小さなまちづくり協議会では格差がある。これは、配布枚数を決める方法に問題があるのではないかなと思う。大きなまちづくり協議会には多くの枚数が配布されるため、多すぎて使いきれないのだと思う。例えば、文化祭や敬老会で配るとして、1人5枚や10枚を配れば、枚数を消化することができるが、お礼の気持ちで配布するものなのでそんなことができない。すると、1人あたり1枚2枚の配布になってしまう。大きなまちづくり協議会では応援券の枚数が4,000枚近くになると思うが、とても消化できないと思う。このことは課題であると思うので、次の検証機会でぜひ議論し、見直しをしていってほしい。

会長：検証委員会でもそういった議論はあったのか。

担当室：年度の途中で、各まちづくり協議会で使用見込みを算出して、余った分を回収・再交付といった意見も出ているが、公平性の問題や使わない地域から取り上げてしまうと、ますます使わなくなるのではないかなと言った意見も出てなかなか踏み切れない状態である。

委員：一度決めた事を変えるのはなかなか難しいかもしれないが、思いきって変えてしまわないと、やはり4,000枚という応援券は使いきれないと思う。イベントの回数はどこのまちづくり協議会も同じくらいであるため、配布する機会も工夫しづらいと思う。

会長：イベントで配るというやり方だと限界がある。地域通貨のように使えるようになればよいと思う。そういう意味では社会福祉協議会の協力が必要だと思う。

委員：年間のスケジュールは決まっている。新しいイベントを組み込まない限り使用枚数は増えないと思う。

委員：昨年度の使用実績が本年度の配布枚数に影響するという制度はどうか。

委員：よい方法だと思う。

委員：現在、NPOの立ち上げに向け準備をしているところである。その立場からいうと、魅力的なことは市のホームページに「私たちの団体はこんなことができます」という団体の紹介が無料でできることである。この魅力についてもっと発信してもらえれば団体もやる気がでるのではないかと思う。

また、応援券について調べたら、市民団体が応援券制度に参加するためには、2年間の活動実績がないといけないということがわかった。すぐに潰れてしまうような団体は対象外にしないといけないと思うが、2年間の活動実績があることは、新しく組織された団体には残念なことだと思う。また、市民の利用機会も減ってしまうのではないか。そういったところを30年度に検証していただきたい。

会長：アンケートなどでそのような意見も掴んでいるのか

担当室：はい。そういったご意見もいただいている。

委員：協働事業の方であるが、提案制度によらない協働事業が110件あり、これが発掘されたのはすごいことだと思う。実はもっとあるのではないかと思う。例えば、地域の方から要望という形で出てくるものについても該当するものがあると思う。道路を少し広げるにあたって、行政から杭やセメントなどの資材を提供いただき、地域が工事をするものがあるが、これも協働事業だと思う。そういったものを含めると、たぶん何百という協働があることになると思う。地域との協働という意味では、相当実績があると思っている。ただ、この110件はおそらく、全て行政側から「こういう事をやりたい」ということで、この事業ができる団体はどこかを探し実現した協働事業であると思う。これが市民の側から提案により、行政を動かし、協働していけばもっとよいと思う。現在の提案制度では、まず協働事業に位置付けないと動かない仕組みが出来てしまっているの、市民の側から提案が出づらい、使いづらいものであると思う。提案制度の見直しについては、そういった視点を踏まえて見直しを行っていただきたいと思う。どんなものでも、提案制度に位置付けないといけない、プレゼンテーションを行わないといけないとなると、市民の提案が叶うことが容易ではなくなり、ハードルが高くなってしまうと思う。

委員：協働について、まちづくり協議会では、協働ということをあまり意識しておらず、知らないというのが現状である。もう少しまちづくり協議会の方でも、協働について勉強もして、課題を発掘して取り組んでいかないといけないと思う。

会長：地域まちづくり計画に協働事業が位置付けられており、その地域の課題を解決するためには、例えば我々はこういう事をするから、役所のこういう専門部署で手伝って欲しいという話で提案があがっていくことが理想形なのだと思う。

委員：防災活動というのは行政から言われるまでもなく自分たちでやらなくてはならない。そういうところを行政と一緒にやる事が非常に重要だと思う。防災分野での協働は必須である。

会長：防災・防犯といったところは基本である。

委員：まちづくり協議会だけでなく、理事会関係も同じである。

#### ④まちづくり基本条例と整合の検証（企画政策室）

資料説明：担当室

- ・平成29年度上半期の活動と成果、平成29年度下半期の活動等  
（チェックリストのホームページでの公表、検証方法の充実等）

委員：実際に運用されて担当者はどのような反応をしているか？

担当室：チェックリストは、関連箇所と関連内容のみを記載するだけの表にしかなくて  
いなく、また毎回携わる作業ではないので、どのように記載してよいか分かりづらく、  
作成するのが難しかったという話を聞いている。今回、運用を始めたポイント資料で  
は、一覧表になっており、項目を一つずつ、当てはまっているかそうでないかをチェ  
ックすればよいのでわかりやすいとの話を聞いた。また、こういう視点もあるからこ  
ちらのチェックポイントにも書けるといった気づきにもなったという話も聞いている。

委員：チェックポイントは読むだけでも意味があるものだと思う。

担当室：入口はそこなのかなと思う。計画や条例の策定は、日常的にルーティンワーク  
の中で関わるような仕事ではないため、少なくとも携わった者に、一旦これを見てい  
ただくということが意味のあるところだと思う。以前の会議で、通常の事業レベルで  
もこの視点のチェックができればよいとの意見があった。私どもの考え方としては、  
大きな計画や条例のところでこの確認をした職員は次に他の事業をするときも、「あの  
視点もあったな」という考え方に基づいて事業を構築、推進していくことになると思  
うので、その入口の形としては意義のあることだと思う。

委員：評価は、丸、三角、バツなのか、それとも言葉なのか？

担当室：そのあたりは、担当室に任せている。当てはまっていなくても、それが駄目だ  
という訳ではなく、計画毎に当てはまるものもあればそうでないものもある。

委員：丸に相当するものはよいが、これはというところはフィードバックして、施策を  
見直すということか。

担当室：そうである。また確認の作業を行うことになる。

会長：大きくずれることはないと思う。確認になるだろうし、だからこそその気づきにな  
る部分が大きい。

### 3. まちづくり基本条例推進委員会の次期検討テーマについて

資料説明：事務局

会長：基本条例の原則の部分からいうと、15条から18条については、これまでテー  
マを出していない。できればいくつかに該当するようなテーマがあればよいと思う。

資料3がベースになるが、前回までに出了意見以外でこういうことを2年間の推進計  
画の中に盛り込むべきではないのかというような項目があればご意見をいただきたい。

委員：今までマクロな課題について、全体的に議論してきた。今後も部分的なスポッ  
ト的な話を詰めていってもあまり意味がないと思うので、それは、それぞれ担当がす  
ればよいと思う。全体的な考え方としてこういう方向性があるのではないかという方

向性を示すことが、この委員会の役目だと思っている。そういう意味では、テーマを絞りすぎて具体的な行動計画にまで入ってしまうようなテーマについては避けた方がよいと思う。

資料3の中でいえば、自治会とまちづくり協議会の関係、リーダーの育成、もう一つというならば中間支援組織のテーマが重要になると思う。その中でも、一番重用視しているのが自治会とまちづくり協議会との関係についてである。上手くいっているかどうかという話は別にして、2つの組織が極端に言えば両立しているので、それをどういう形で動かしていくのか。基本的には自治会は自治会の範囲、自治会を超える範囲はまちづくり協議会というように、なんとなく住み分けは出来ているが、個々に見るとそのように活動がなされているのか。行政の取り組み、それから地域の人の方考え方がうまく住み分けができていないのかということとそうではない。主に行政の仕組みの方から考えてもらわないといけない面もある。次のひとつのテーマとして取り上げていただきたい。

会長：基本条例の推進委員会の立ち位置としては、行政に対しての課題提起というところとなる。行政の方が今まで自治会を、言葉は悪いが利用してきたという話でもあるし、だからこそ、自治会の話をもっと尊重してきたということになる。そこへまちづくり協議会という組織を作っていくということになると、当然、軋轢が生じるのは分かるが、その軋轢は、地域の課題を地域で解決してくださいという話にはならない。それは市としてのまちづくり協議会との関係、それから、自治会との関係というものをきっちり整理しなければ、地域はある意味混乱していくので、それは次の計画のテーマとして必要なかなと思う。

事務局：自治会とまちづくり協議会の役割分担の話のスタートであるかもしれないが、本筋としては、行政と市民、あるいは地域、市民や地域側の具体的な仕組みとして、今までの自治会よりは、まちづくり協議会という流れになってきている中で、お互いどうやってよい仕組みとしていこうかという話になる。議論としては、大きなものであり、計画に位置付けるにはふさわしい話にはなろうかと思う。これまであった自治会と、新しい自治会の仕組みとして立ち上げた組織との役割をどう分けていくかというところから整理していくというのは、大きな1歩かなと思う。そこが明確になっていないと、自治会と何が違うのか、コミュニティとはどうなのかという議論が続いてしまうということになるので、私どももそういう認識を持たせていただかなければいけないと思っている。

委員：条例を作っている時からこのような議論をしている気がする。前には進まなくても動いているのが不思議ではあるが、現場ではなかなかそううまくはいかない。まちづくり協議会の会長とは何か、自治会長とどちらが偉いのかなど、そういう議論が必ず出てくる。住民の方はほとんど理解していないのが現実である。

会長：伊賀であっても、自治会とまちづくり協議会との関係を整理するのに7~8年かかっているし、今でも整理しきれていない。

昔の方がよかったという話が出るのは、担い手の方が、最初からずっと役員をやっており、やっている方が疲れてくるからである。昔の自治会は、役員の交代があった

ので、昔の方がよかったという話を聞く。これは決して自治会を貶めていうわけではないが、自治会は行政側からすれば言われたことをやればよいということがあったからかもしれない。まちづくり協議会は、地域の方が主体的に動こうというものなので、まちづくり協議会をやっている方が大変である。なので、現実についつい昔の方がよかった、言われたことだけをやっていればよかったという話が出てくる。

委員：田舎の方の自治会は、集落で分かれており、はっきりしている。まちづくり協議会は、地区で分かれる。その辺の分かれ方もあり、昔の集落の伝統は残りながら新しいものが動きだすので難しい。田舎の方は、財産を持っている場合もあるし、お寺も神社も違うこともある。我々のまちづくり協議会は、運営委員会では上手くいっているが、自治会に戻ると難しい部分もある。

会長：地域地区の問題をまちづくり協議会でやるわけではない。

委員：仮に、草刈りを行う場合だと、各自治会がやっているの、やっているかないかのチェックはするが、各自治会に入って細かい事にはタッチしない。それで上手くいっているという見方もある。また、会員の方の中には、まちづくり協議会と何が違うのかという話にもなる。我々はこれからどうしていくのかというのが課題になっている。

会長：まちづくり協議会が自治会と違うということを用意から言っても、例えば、小学校への支援をどうするのかという話は、各自治会が行う話ではなく、コミュニティスクールが行う話になる。

津の場合、豊里の小・中の一貫校へ学校見学に行ってきたが、4つの小学校が統合して小中の一貫校になっている。新しい校舎が建ち、英語教育に力を入れているが、先生方は今後もっと大変になってくると思う。今後、道徳が教科化され、2年後に英語も教科化され、今度の指導要領の改正でプログラミングも小学校の教科になる。さらに、小・中のクラブの指導があたりと、学校の先生の仕事がこれからも多くなっていく感じがする。だからこそ、地域で学校を支援していかなければいけないというのが大きな命題になってくる。そうすると、小学校・中学校のコミュニティスクールというものと、まちづくり協議会、あるいは住民との関係はまさに、地域の拠点としての学校ということになるので、大きなテーマになり得るのだと思う。今まであまり関係してなかった教育委員会との話にもなるが、まちづくり協議会と自治会との関係を見直すという観点からも具体的な話としてあり得ると思う。

同じようなことが、地域包括ケアシステムの導入を控えて、市民活動応援券を福祉分野に普及させるということも大きな命題の一つである。特に、社会福祉協議会とそれぞれのまちづくり協議会あるいは地域地区との関係、地域包括ケアシステムを構築していく時にどうするかというのは大きな課題だと思う。それがまちづくり協議会と自治会の違い、役割分担というのをはっきりさせる一つの契機になると思う。

委員：まちづくり基本条例に直接関係はないかもしれないが、外国人に関する事、空き家に関する事、高齢者に関する事は今後の重要なテーマだと思う。

特に、まちづくり協議会や自治会の組織の連絡網から漏れてしまうのは外国人の人たちである。うまくいっている時はよいが、何かトラブルが発生した時には、そこか

らしわ寄せが発生してしまう。こうなったらどうするのか、といった対策を今から考えておかないといけないと思う。どのようなテーマで、検討テーマに入れていくのかは難しいと思うが重要な問題であると思う。

会長：難しいテーマであるとは思いますが、避けては通れないと思う。今後なお一層重要になっていくテーマではある。そもそも条例の中では、市民の定義は居住・在勤で国籍条項はないので、外国人も市民である。その市民であるから、まちづくりに関わる権利を有している。これを実質的にどうするのかというのは非常に重いテーマである。現在、行政として担当セクションはあるのか。

担当室：多文化共生ということで、共生社会推進室が担当の部署になる。今年から始まった総合計画の中でも、マイノリティの人たちも含めた共生社会という位置づけにあたる。

会長：この条例を作った時に比べると、LGBTも含めて、人権の範囲が広がっているのので、その観点から具体的に施策を見てみるということもできる。

高齢者に関しては、介護の問題、買い物困難、移動困難など、そういった人たちの人権をどうするのかというのはテーマになるので、地域包括ケアの話と合わせて重要だと思う。

委員：そういうテーマはまちづくり基本条例推進委員会の会議の内容に合致するのか。

会長：当然合致する。

委員：どういう切り口になるのか。

会長：今後の検討の仕方はテーマをまず出していくことでよいか。

事務局：それについて次年度は、いくつか複数テーマを事務局で準備し、勉強・検討しながら、次回の推進計画に盛り込んでいくべきかどうか議論していく。

会長：項目のキーワードとなる部分をできるだけ出していきたい。

委員：そういう意味では、空き家や高齢者の話は、委員長の言われた地域包括ケアに入ってくると思うが、そのように大きな枠組みで議論するということもできるのか。

会長：そういう議論もあると思う。地域にとっては、空き家対策は重要なことであると思う。

委員：実際の空き家のレンタル料金を調べたところ、とても高いので、活用の方法を検討しないとそのままになってしまうと思っている。

地域防災が個人的には気になっている。防災も重要であるが、そこからさらに、万が一何かあった時の医療体制までが重要になる。「防災、防災」というが、入口だけではなく、そこには広がりがあると思う。例えば、医療に関してや、地域で何かあった時には実際どうするかという部分が、住んでいて不安になるところである。

この会議のテーマは、大まかに災害やまちづくりの検討までに留めておくものなのか。

会長：キーワードで出していただいたものを、行政としてどういうものをこの2年間でやれるか、やらなくてはいけないかを一旦検討する。それを推進計画にしていく手順である。なので、今日は、フリートークでよい。

地域防災、医療を含めてという話を投げてください分にはかまわない。一方、総合

計画もあるので、総合計画に従って淡々とやっていきますということであれば、計画には位置付けづらい。

事務局：30年度、31年度に行う議論になると思うが、医療の分野でも、基本条例の理念に即した分野、例えば、医療は医療者が提供するだけでなく、受ける側も市民活動として医療に関する団体があると聞いているので、そういった団体と公立病院が上手く付き合っていくのも協働の形であり、切り方や角度によっては取り上げていけるのではないかと。またそういった団体があるのかという事を研究していく材料になるのではないかと。

委員：市民病院に行ったが、性能のよい機械も入っているのに使えず、手術もできないとのことであった。民生委員の方や地域の人に聞いたところ、市民病院はあまり利用されないと聞いた。そうすると、何のために亀山に市立病院があるのかということになる。また、在宅医療を推進しているということだが、難しい部分も多いと民生委員から聞いた。

第16条に安心・安全の部分があり、そういう部分からいってもどうなのかということに最近気付いたことだが、そこまでの議論をしてもよいのであろうか。

会長：先ほどの話でいうと、地域包括ケアシステムは在宅医療が原則になっているので、その構築を2025年までにどこの市町村でもやらなくてはいけないことになる。在宅医療が本当にできるのかという話だが、入院をさせておくよりも医療費が下がるというだけの話ではあるが、ただ、医療費の高騰のことを考えると推進していかざるを得ないのだと思う。そうすると在宅医療の仕組みを包括ケアシステムの中でやっていかなければならない。2025年まであと7年となってきた。団塊の世代が2022年には75歳以上になるので、実質はあと5年しかない。それまでに在宅医療のシステムができるかといえばなかなか難しいが、医療費の算定基準がそこで変わるだろうと思う。入院していたら高いが、在宅医療は、保険で低いというようになるだろう。そうであれば、家で、地域の人が支えて面倒を見てもらえるような社会を作っておかないといけない。

委員：空き家、高齢者の問題は大きいと思う。また、成人の引きこもり対策と婚活対策も重要であると思う。テーマ的には小さいかも知れないが、まちづくり協議会などへ行くと最近よく聞く問題である。

会長：成人の引きこもりはすごく多いと言われている。30代、40代の男性で、団塊ジュニアが引きこもっていると聞く。そういうのを市は把握しているのか。

事務局：総合戦略の関係で未婚率は把握しているが、引きこもりやニートという括り方はない。産業系の部署で未就業者の資料を持っているかもしれないが、ただ、就職していないイコール引きこもりではない。

事務局：教育委員会も、中学・高校を卒業してしまうと把握できない。

委員：個人情報優先するので、調べられないと思う。

事務局：引きこもりも明確な定義がない。健康状態も絡んでくることもあるだろうから、把握はしていない。

会長：大きな社会問題にこれからなりそうだとされているのは、大人の引きこもりは、

親が面倒を見ていてくれるうちはよいが、親がいなくなった後、その引きこもりはどのようになるんだということである。検討は難しいかもしれない。

委員：地域防災については、これまで自主防災組織で火災や地震をメインに訓練を行っているが、最近は気候が変わってきて集中豪雨が心配である。避難する時には、直ぐに避難をするように各地区で話をするように言っているが、特に中山間部等の山が多い所は心配事が多い。各地区でも明るいうちに避難をするとなっているが、雨が多く降ってきてからの避難は2次災害も考えられるので、そのあたりの検討が必要かなと思ひ提案したい。

会長：ある意味、地域防災計画とまちづくり協議会の防災計画である自主防災組織との関係でもある。中山間地域のまちづくり協議会と、街中のまちづくり協議会とでは随分様子が違う。

委員：防災で決定的に亀山市に欠けているのは、防災無線がないことである。この規模のまちで防災無線がないのは亀山市くらいである。他の市町はほとんどある。

委員：関町は広報無線がある。

委員：関が平成33年に無線を更新すると聞いている。その時に合わせて全市に防災無線を作りたいと市長はおっしゃっているが、非常にお金がかかるので本当にできるかわからない。ただ、防災無線を付けるだけで防災対策はがらりと変わると思う。

我々の自治会とまちづくり協議会の両方で防災計画を作っているが、一番根本的な情報の伝達や収集のところで行き詰ってしまう。

委員：無線はあるが、各自治会においては、対応できるようなものにはなっていない。

委員：そういう意味では地域防災をテーマにするのは、非常に意味があると思う。

会長：その他、気付いたことがあればキーワードは、早めに申し出ていただきたい。

#### 4. まちづくり基本条例に関するシンポジウムについて

資料説明：事務局

会長：ご提案いただいたものが、次年度には厳しくなってしまったが、この内容を見せてもらった中でいうと、2日間のシンポジウムは非常に厳しいと思う。基調講演があって、分科会があって、討議して2日目に全体会で共有することは、正しいやり方だと思うが、そこまで地域の皆さんやまちづくり協議会の皆さんに協力いただけるか疑問である。

委員：一番大きなやり方を書いたので、後は削っていけばよいと思う。

会長：具体的には次期の検討委員会の会議の話になっていくとは思いますが、まちづくり基本条例の10周年ということになり、そこで1度この委員会が主催になりシンポジウムをやりたいというのは、皆さんの総意としてはやってみる必要があるというまとめでよろしいか。

委員：ずっとPR活動をやっていないので、そういう意味ではやった方がよいと思う。助成金を活用できなかったとしても、規模や取り組みが小さくなるかもしれないが、何らかの形で、市主体でこういう事をやったらどうかと思う。

会長：何らかの形で PR のシンポジウムは必要だというのはこの総意だということによろしいか。

事務局：私どもの考えも基本的には同じである。こういう事をやっていかなければいけないタイミングにきていると思う。助成金を使って開催できるのがベストではあるが、県での助成金の採用は 1 件ということもあるので、これも活用するという前提で事業化を考え、仮に活用ができなかったとしても、市の財源でやるという考えである。実のあるものだけは押さえて行きたいと思っている。助成金の要領の中にパネルディスカッションは必須であるといった一定の条件があるので、そういった事を押さえながら、中身のあることをして、集客に悪い影響の出ないコンパクトなものになるよう工夫して考えていきたい。

会長：今日の段階では、PR 行事は絶対必要だということを確認しておきたい。規模や予算の話もあるので、次回も引き続き議論をしていくとしても、具体的にやるのは次期の委員会になるが、詳細はいずれ深めていきたいと思う。

## 5. その他

次回の会議日程について

事務局：次回の推進委員会については、この推進計画の最終評価について協議いただくことになるため、来年の2月に開催を予定している。日程については、再度調整させていただきます。